

福知山市公共下水道計画区域における雨水流出抑制に関する指導要綱

令和5年3月1日

(目的)

第1条 この要綱は、開発行為による土地利用状況の変化に伴い増加する雨水流出量について、雨水流出抑制施設の設置等によりその抑制を図り、公共下水道施設の適切な運用を確保することで、近年の異常気象により発生が予想される大雨等による浸水被害の防止に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共下水道施設 事業計画に基づき整備された雨水排水路等をいう。
- (2) 施設管理者 福知山市上下水道事業管理者職務代理者をいう。
- (3) 雨水流出抑制 雨水を地中に浸透させ、又は一時的に貯留することにより、公共下水道施設に流出する雨水量を減少させることをいう。
- (4) 雨水流出抑制施設 次のいずれかに該当する施設をいう。
 - ア 雨水浸透施設
 - イ 雨水貯留施設
 - ウ ア及びイの施設を組み合わせた施設
 - エ その他施設管理者が雨水流出抑制に効果があると認める施設

(流出抑制量及び技術的事項)

第3条 雨水流出抑制に関する流出抑制量及び技術的事項については、別に定める「福知山市雨水流出抑制の手引き」によるものとする。

(適用範囲)

第4条 この要綱の適用範囲は福知山市公共下水道計画区域（雨水）において行う、次の各号に掲げる開発行為に該当し、雨水排水が公共下水道施設に流入する場合とする。

- (1) 都市計画法第29条による開発行為
- (2) 福知山市開発行為に関する指導要綱による開発行為
- (3) その他施設管理者が雨水流出抑制が必要と認める開発行為

(協議)

第5条 前条に定める開発行為を行おうとする者は、あらかじめ、施設管理者と次の各号に掲げる内容について協議を行わなければならない。

- (1) 雨水流出量の増加の有無

(2) 雨水流出抑制対策

(3) 対策による雨水流出抑制量

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、その都度、施設管理者が別に定める。

附則

この要綱は令和5年3月1日から施行する。